

四日市市管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 3 号

四日市市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員管理職手当支給規則（昭和 3 7 年四日市市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第 2 条関係）			
区分			手当月額
適用給料表	職務の級	職務	
行政職	（略）		
	7 級	第 1 号から第 7 号までの職務及び第 9 号の職務のうち市長が定める職務	その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>2 2 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額を超える場合は、2 2 号給の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額
	7 級	第 8 号の職務及び第 9 号の職務（上欄に規定するものを除く。）	その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>1 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額を超える場合は、 <u>1 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額
医療職	（略）		

	7 級	その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>5 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額を超える場合は、 <u>5 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額
--	-----	--

改正前			
別表（第 2 条関係）			
区分			手当月額
適用給料表	職務の級	職務	
行政職	（略）		
	7 級	第 1 号から第 7 号までの職務及び第 9 号の職務のうち市長が定める職務	その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>3 8 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額を超える場合は、 <u>3 8 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額
	7 級	第 8 号の職務及び第 9 号の職務（上欄に規定するものを除く。）	その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>1 3 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額を超える場合は、 <u>1 3 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 5 を乗じて得た額

医療職	(略)		
	7 級		その者の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額。ただし当該額が <u>2 1 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額を超える場合は、 <u>2 1 号給</u> の給料月額に 1 0 0 分の 1 7 を乗じて得た額

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人事課)